

平成 26 年 7 月 1 日
大 阪 府

公共工事の前金払・中間前金払における支払限度額の撤廃等について

大阪府が発注する建設工事等について、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工が確保されるよう、下記のとおり、前金払及び中間前金払について支払割合の一部変更及び支払限度額の撤廃を行いますのでお知らせします。

記

1 変更のあらまし

- 支払割合を、契約金額にかかわらず、一律とします。
- 支払限度額を撤廃します。



※契約が複数年度にわたる案件については「契約金額」を「当該会計年度の支払限度額」とします。

2 適用時期

平成 26 年 8 月 1 日以降に公告する案件から適用します。（随意契約については、同日以降に契約締結する案件から適用します。）

3 その他

詳しくは、[「公共工事の前金払に関する要綱」（平成 26 年 7 月 1 日施行）](#) 及び平成 26 年 8 月 1 日以降の入札公告をご覧ください。

問い合わせ先
大阪府総務部契約局建設工事課
代表 06 - 6941 - 0351（内線 5332）